

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和4年(2022年)2月18日

北海道知事 鈴木 直道

1 公募型プロポーザル方式に付す事項

(1) 業務名

医療的ケア児支援センター運営委託業務

(2) 業務の目的

医療的ケア児及びその家族（以下、「医療的ケア児等」という。）が個々の医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにするため、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」に規定する医療的ケア児支援センター（以下、「センター」という。）を運営する。

(3) 業務の内容

札幌市近郊に地域にセンターを設置し、全道域において次に掲げる業務を実施する。

ア 医療的ケア児等その他の関係者に対し、専門的に、その相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言その他の支援を行う。

イ 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体（以下、「関係機関等」という。）並びにこれに従事する者に対する医療的ケアについての情報の提供及び研修を行う。

ただし、医療的ケア児等コーディネーター養成研修については、別事業で実施する予定であり、本事業から除く。

ウ 医療的ケア児等に対する支援に関して、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等との連絡調整を行う。

エ アからウに掲げる業務に附帯する業務を行う。

なお、センターに配置する職員については、医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了した者若しくはこれと同等の知識を有する者（医療的ケア児等支援者養成研修に加え、センターの業務に関する研修等を受けた者）とする。

(4) 契約期間

契約締結日から令和5年(2023年)3月31日（金）まで

2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

社会福祉法人又はその他の法人であって、次のいずれにも該当すること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(4) 暴力団関係事業者等ではないこと。また暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。

(5) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

ア 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

ウ 消費税及び地方消費税

(6) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

### 3 参加資格の審査

- (1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、アからオまでに定めるところにより、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 提出書類

プロポーザル参加資格審査申請書（別添様式1）及び添付資料

イ 提出部数

1部

ウ 提出期限

令和3年(2022年)2月25日(金)午後5時(必着)

エ 提出場所

北海道 保健福祉部 福祉局 障がい者保健福祉課 発達支援係

住所：〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

電話：011-231-4111（内線25-732）

オ 提出方法

持参または郵送（配達記録、簡易書留、書留のいずれか）

（持参の場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く平日の午前9時から午後5時まで）

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

### 4 企画提案説明書の交付に関する事項

- (1) 交付期間

令和4年(2022年)2月21日(月)から令和4年(2022年)3月11日(金)まで

（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで）

- (2) 交付場所

3の(1)のエに同じ

- (3) 交付方法

(2)の場所で交付する。

なお、北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課のホームページにおいてダウンロードすることができる。<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/index.htm>

### 5 企画提案書の提出

プロポーザル参加資格審査申請書の提出後、道から企画提案書の提出の要請を受けた者は、次により提出すること。

- (1) 提出書類

企画提案書（別添様式2）

- (2) 提出部数

10部（1部は提案者名を記載したもの。残り9部は提案者名を記載せず、文中にも提案者名を記載しないよう注意すること）

- (3) 提出期限

令和4年(2022年)3月11日(金)午後5時(必着)

- (4) 提出場所

3の(1)のエに同じ

- (5) 提出方法

3の(1)のオに同じ

### 6 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

### 7 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された企画提案書を評価し、最良の提案をした者（以下「特定者」という。）を選定する。

8 契約手続

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

9 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織

3の(1)のエに同じ

10 その他

- (1) プロポーザル参加資格審査申請書及び企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 審査結果及び特定者名は、公表する。
- (3) 詳細は、企画提案説明書による。